

業務実績等報告書様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度		
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 組織運営の効率化	A	B	B	B	B	I-1	
2 一般管理費の縮減	A	B	B	B	B	I-2	
3 調達等合理化の取組の推進 (入札及び契約の適正化の推進)	A	B	B	B	B	I-3	
4 積極的な情報公開							
① 財務内容の公開	A	B	A	B	B	I-4	
② 資産の保有及び貸付状況の公開	A	B					
③ 債務の返済状況の公開	A	B					
④ 債務返済の見通しの根拠の公開	A	B					
⑤ 費用の縮減状況等の公開	A	B					
⑥ 評価及び監査に関する事項	A	B					
⑦ ホームページ等の充実	S	B					
⑧ 業務パンフレット等による広報	A	B					
5 業務評価の実施	A	B	B	B	B	I-5	
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け							

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度		
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
※2 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	-	-	-	-	-	-	※3
7 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	A	B	B	B	B	II-7	
8 業務遂行に当たっての取組							
① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進	A	B	B	B	B	II-8-①	
② 高速道路事業の総合的なコストの縮減	A	B	B	B	B	II-8-②	
③ 高速道路の利用促進	A	B	B	B	B	II-8-③	
④ 調査・研究の実施	A	B	B	B	B	II-8-④	
⑤ 環境への配慮	A	B	B	B	B	II-8-⑤	
⑥ 危機管理	A	B	B	B	B	II-8-⑥	
III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画							
1 財務体質の強化	A	B	B	B	B	III-1	
2 予算							
3 収支計画	A	B	B	B	B	III-2, 3, 4	
4 資金計画							
IV 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	IV	※4
V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	A	B	B	B	B	V	

① 道路資産の内容を把握し、その保有及び貸付けを適切に実施	A	B	B	B	B	Ⅱ-1-①	
② 国及び会社と一体となった高速道路の老朽化対策の実施、管理水準の向上	A	B	B	B	B	Ⅱ-1-②	
③ 会社と連携したアウトカム指標達成のための取組、指標の設定	A	B	B	A	A	Ⅱ-1-③	
2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済							
① 会社との協定の締結	A					Ⅱ-2-①②③	
② 貸付料	A	B	B	B	B		
③ 必要に応じた協定変更	A						
④ 適切な債務残高管理	A	B	B	B	B	Ⅱ-2-④	
⑤ 会社からの債務引き継ぎ	A	B	B	B	B	Ⅱ-2-⑤	
※2 SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化	A	B	B	B	-	-	
⑥ 資金調達の多様化	S	A	A	A	A	Ⅱ-2-⑥	
3 会社に対するスマートICの整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け	A	B	B	B	B	Ⅱ-3	
4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	-	-	-	B	B	Ⅱ-4	
5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み	S	B	A	A	A	Ⅱ-5	
6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務	S	B	B	A	A	Ⅱ-6	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

H25年度の評価は旧制度における評定区分（SS、S、A、B、Cの5段階評定。Aが標準）による。

※2 H29年度計画に記載なき項目

VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	※5
VII 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	※5
VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
1 施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	※5
2 業務の実施について	A	B	B	B	B	VIII-2	
3 人事に関する計画							
① 方針	A	B					
② 人員に関する指標	A	B	B	B	B	VIII-3	
③ 人件費に関する指標	A	B					
※2 主たる事務所の移転	A	A	-	-	-	-	
4 内部統制について	A	B	B	B	B	VIII-4	
5 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途	A	B	B	B	B	VIII-5	

※3 対象事象なし

※4 短期借入れ実績なし

※5 該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	1 組織運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
<p>機構は、効率的な業務運営が行われるようその組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。</p>	<p>効率的な業務運営を行うために機動的な組織運営を図り、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応する。</p> <p>このため、組織の運営について、以下のとおり取り組むとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う。</p> <p>①法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性の向上等に対応した組織の整備</p> <p>②社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備</p>	<p>必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の4部により、組織運営の効率化に努めるとともに、IT等を活用したさらなる業務改善を図る。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 組織運営の効率化</p> <p><評価の視点> 業務運営が必要最小限の組織で効果的、効率的に行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 各担当部の業務執行に当たり、引き続き、各部間の連絡会議や機構掲示板の活用等を通じて情報の共有化を図り、業務運営の円滑化を図るとともに、債務管理、資産管理、危機管理等の横断的業務に関して、4部が連携して取り組み、業務の効率的な運営に努めた。</p> <p>2) ITによる業務改善を図るため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ会議システムの活用を図るとともに利用状況の常時把握を行った。 ・ペーパーレス会議用 iPad を調達（12月）し、役員会など各種会議への活用を図った。 ・ワーキングチームを立ち上げ（1月）、iPad 導入等による業務効率化に向けた検討を行った。 ・各会社における電子化・ペーパーレス化の推進による生産性向上の取組について、会社との会議（3月）等を通じて、現状把握を行った。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	一般管理費の縮減		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（実績値）（千円）	中期目標期間の最終年度 441,800	465,053	425,444	410,841	289,241	404,846	358,737	
上記削減率（%）	平成 24 年度に比べ、中期目標期間最終年度までに 5% 以上削減。	—	8.5%	11.7%	37.8%	12.9%	22.9%	

注) 削減対象となる一般管理費は、人件費及び特殊要因を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
<p>機構は、必要最小限の組織として、業務運営全体の効率化を図り、一般管理費（人件費及び特殊要因除く。）については、平成 24 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 5% 以上の削減すること。</p>	<p>外部委託、集約化、IT の活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）について、平成 24 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 5% 以上の削減を行う。</p>	<p>外部委託、集約化、IT の活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）について、平成 24 年度に比べ、5% 以上の削減を行う。</p>	<p><主な定量的指標> 一般管理費削減率</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> 実績額が平成 24 年度に比べ、5% 以上の削減となっているか</p>	<p><主要な業務実績> ・一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）については、契約の見直し（運転手付き乗用自動車提供業務から自動車運行管理業務への見直し等）を行うなど各経費の削減に努め、平成 24 年度に比べ 5% 以上削減するとした目標を上回る削減（▲22.9%）を達成した。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているため B とする。</p> <p><課題と対応> ・特になし</p>	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	3 調達等合理化の取組の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を着実に実施すること。	公正性及び透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達を合理化を推進するため、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。 また、その実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、平成 29 年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。 また、平成 28 年度「調達等合理化計画」の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 調達等合理化計画の実施状況 <評価の視点> 調達等合理化計画を策定・公表し、当計画に定めた取組について着実に実施しているか。	<主要な業務実績> 1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、平成 28 年度調達等合理化計画の実施状況についての自己評価を実施するとともに、平成 29 年度調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会の審議を経て公表した。(6 月) 2) 調達等合理化計画に定めた取組については、別紙のとおり着実に実施した。なお、平成 30 年 6 月に開催した契約監視委員会において、当計画の自己評価の点検を行うとともに、「競争性のない随意契約」、「一者応札・一者応募となった契約」及び「公益法人に対する支出」についても点検が行われ、平成 29 年度における全ての契約は適正に行われているとの評価を受けた。	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているため B とする。 <課題と対応> ・特になし	

4. その他参考情報
特になし

平成 29 年度調達等合理化計画 達成状況

平成 29 年度計画	平成 29 年度の達成状況等	左記の具体的な取組内容
<p>○重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 債券等の引受・募集等に係る契約 債券等の引受・募集等に係る契約については、これまでも一般競争入札等により競争性を確保した上で契約を締結している。 平成 29 年度においても、引き続きこの取組を通じて競争性・透明性の確保を図る。 【一般競争入札等による契約：100%】</p> <p>○調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約を締結することとなる案件については、事前に、機構内に設置された入札・契約手続運営委員会等において、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続実施の可否の観点から点検を行うこととする。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>(2) 入札・契約手続運営委員会等において、半期毎の契約締結状況における一者応札・応募となった契約等について、その要因を分析し、改善すべき点がないか点検を行うとともに、その結果について組織全体で共有を図ることとする。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>(3) 当機構において、これまで不祥事は発生していないが、引き続き、契約手続規程に則り適正に契約手続が行われているかどうかについて経理課において確認するとともに、</p> <p>予定価格調書については、封入後、金庫に保管し漏えい防止に努めることとする。</p> <p>また、談合等の情報があつた場合には、法人内に設置された公正入札調査委員会において調査等を行うこととする。</p> <p>平成 29 年度においても、入札談合等関与行為防止法の研修を実施するなど、引き続きコンプライアンス意識の向上を図る。 【実施結果】</p>	<p>・債券等の引受・募集等に係る契約について、一般競争入札等により競争性・透明性を確保した。 【一般競争入札等による契約：100%】</p> <p>・随意契約については全て物品・役務提供に関する案件であり、これらについては事前に物品等入札・契約手続運営委員会において点検を実施した。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>・入札・契約手続運営委員会等において、平成 29 年度に締結した契約について半期毎に点検を実施し、その結果について組織全体で共有を図った。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>・契約手続規程に則り適正に契約が行われているか経理課にて確認した。</p> <p>・予定価格調書については、封入し、金庫に保管し漏えい防止に努めた。</p> <p>・談合等の情報はなかったことから、公正入札調査委員会は開催していない。</p> <p>・コンプライアンス意識の向上を図るため、入札談合等関与行為防止法に係る研修を実施した。</p>	<p>・一般競争入札（政保債 10 年以外、財投機関債 40 年以外） 34 件、35.3 億円</p> <p>・企画競争（財投機関債 40 年（主幹事方式）） 10 件、13.9 億円</p> <p>・確認公募（政保債 10 年（シ団方式）） 2 件、19.4 億円</p> <p>・随意契約（横浜三井ビル賃貸借契約等 12 件）については、事前に物品等入札・契約手続運営委員会にて随契理由の整合性や、競争性の導入可否の観点から点検を実施。 (H29. 3. 31、H30. 2. 8 委員会開催)</p> <p>・入札・契約手続運営委員会において、平成 29 年度に締結した契約について点検（一者応札・応募となった契約、競争性のない随意契約等について重点的に点検）を実施。 (H29. 11. 15、H30. 5. 14 委員会開催)</p> <p>・点検結果について、内部統制委員会にて審議し、機構内の情報共有を図った（H29. 11. 27、H30. 5. 18 委員会開催）。</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・全役職員を対象として入札談合等関与行為防止法研修を実施。 (H30. 3. 2)</p>

平成 29 年度計画	平成 29 年度の達成状況等	左記の具体的な取組内容
<p>○自己評価の実施 調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。</p> <p>○推進体制 (1) 推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者として、入札・契約手続運営委員会等により調達等合理化に取り組むものとする。</p> <p>総括責任者 総務担当理事 副総括責任者 経理担当理事、企画担当理事 メンバー 総務部長、経理部長、企画部長、 関西業務部長</p> <p>(2) 契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募の契約及び公益法人向け支出について事後点検を行い、その審議概要を公表する。</p> <p>○その他 調達等合理化計画及び自己評価結果については、当機構のホームページにて公表するものとする。</p> <p>なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣の評価結果を踏まえて、29 年度調達等合理化計画に反映させるべきものはなかったことから、同計画の改定は行っていない。 ・年度終了後、自己評価を実施し、契約監視委員会の点検を経て主務大臣に報告した。 ・入札・契約手続運営委員会等において調達等合理化計画に基づく契約の公正性・透明性の確保に取り組んだ。 ・年度終了後、平成 29 年度に締結した契約について半期毎に点検するとともに、平成 29 年度自己評価（案）の策定を行った。（再掲） ・契約監視委員会において、平成 29 年度調達等合理化計画を策定した。年度終了後、自己評価の際の点検を実施し、また競争性のない随意契約、一者応札・応募の契約及び公益法人向け支出についても事後点検を行い、その審議内容を公表した。 ・平成 29 年度調達等合理化計画及び自己評価を機構 HP にて公表した。 ・新たな取組の追加等はなかったことから、平成 29 年度計画の改定は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・年度終了後、入札・契約手続運営委員会において、平成 29 年度の自己評価（案）を策定し、役員会の審議及び契約監視委員会の点検を経て主務大臣に報告。（H30. 6 末） ・機構内に存する以下の委員会において、調達等合理化計画に基づく契約の公正性・透明性の確保に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約手続運営委員会（建設コンサルタント業務等） ・物品等入札・契約手続運営委員会（物品買受け等） ・資金調達及び金融機関等選定審査委員会 ・会計監査人候補者選定審査委員会 ・上記の取組に加え、入札・契約手続運営委員会において、平成 29 年に締結した契約について半期毎に点検（一者応札・応募となった契約、競争性のない随意契約等について重点的に点検）を実施。（再掲）（H29. 11. 15、H30. 5. 14 委員会開催） ・また入札・契約手続運営委員会では、調達等合理化計画や自己評価に係る検討など、当機構の契約業務に係る総括的役割を担当。 ・平成 29 年度計画策定の点検（H29. 6. 16 第 10 回委員会） ・第 10 回契約監視委員会の審議概要の公表（H29. 6. 30 公表） ・平成 29 年度自己評価の点検、平成 29 年度における競争性のない随意契約、一者応札・応募の契約及び公益法人向け支出についての事後点検（H30. 6. 7 第 11 回委員会） ・第 11 回契約監視委員会の審議概要の公表（H30. 6 末） ・平成 29 年度計画の公表（H29. 6. 30 公表） ・平成 29 年度自己評価結果の公表（H30. 6 末公表） ・同左

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	4 積極的な情報公開		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
<p>機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、財務諸表等の法定の開示事項に加え、道路資産の保有及び貸付けの実態並びに債務の返済状況について、積極的な情報公開を行うこと。その際、広く国民に対しても、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努めること。さらに、会社に対しても、積極的な情報開示を促すこと。</p> <p>また、機構の業務運営や高速道路事業に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用</p>	<p>①財務内容の公開 財務情報の透明性の確保を図るため、財務諸表等を積極的に公開する。その際、セグメント情報もホームページに掲載する。</p> <p>また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。</p>	<p>①財務内容の公開 財務諸表等を公開する。その際、セグメント情報もホームページに掲載する。</p> <p>また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 各項目に関するホームページ等における公表状況及び適時適切な更新状況</p> <p><評価の視点> ①財務内容の公開 ホームページ等で積極的に公開しているか</p>	<p><主要な業務実績> 機構の業務運営の透明性を高め、説明責任を果たすため、以下のとおり積極的な情報公開を行った。</p> <p>①財務内容の公開 1) 平成 28 年度の財務諸表について、記者発表、ホームページ掲載を行い（8 月）、官報に公告した。（9 月）</p> <p>2) 平成 28 年度の債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況、建設・維持・管理の状況、道路資産の保有及び貸付状況を内容とする高速道路事業関連情報については、財務諸表とあわせて記者発表を行うとともに、ホームページに掲載した。（8 月）</p> <p>その際、平成 28 年度のセグメント情報については、全国路線網、地域路線網（3 路線網）及び一の路線（3 路線）ごとに公表し、かつ、全国路線網については、会社別の情報も併せて公開した。また、会社の協力により提供を受けた会社情報を総括し、6 会社の高速道路関連の情報を一覧形式で分かりやすくホームページに掲載した。（8 月）</p> <p>3) 財投機関債を発行する都度、債券説明書をホームページに掲載した。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているため B とする。</p> <p><課題と対応> ・特になし</p>	

<p>すること。この場合において、そのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう必要な改善を図ること。</p>	<p>②資産の保有及び貸付状況の公開 高速道路に係る道路資産の保有及び貸付状況(保有及び貸付延長、貸付先、貸付期間等)をホームページに掲載する。</p>	<p>②資産の保有及び貸付状況の公開 ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」を更新する。</p>	<p>②資産の保有及び貸付状況の公開 ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」が随時更新されているか</p>	<p>②資産の保有及び貸付状況の公開 ・ホームページで公開している路線網ごと及び会社ごとの保有及び貸付延長を記載した「道路資産の保有及び貸付状況(総括表)」並びに路線ごとの延長、貸付先、貸付期間等を記載した「道路資産の保有及び貸付状況(路線別)」について、随時更新した。</p>		
<p>③債務の返済状況の公開 債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。また、会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況も公表する。</p>	<p>③債務の返済状況の公開 機構の収支予算の明細に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。また、決算時において、会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況も公表する。</p>	<p>③債務の返済状況の公開 債務返済の計画と実績の対比等の情報、機構及び高速道路事業全体の債務の返済状況が適時適切に公表されているか</p>	<p>③債務の返済状況の公開 債務返済の計画と実績の対比等の情報、機構及び高速道路事業全体の債務の返済状況が適時適切に公表されているか</p>	<p>③債務の返済状況の公開 1)平成28年度の機構の収支予算の明細に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、機構及び会社の収入、支出、引受け債務(引渡し債務)及び債務残高等の項目の内訳を含め、計画額、実績額及びその差額、さらに差異の根拠、分析等の説明を付して記者発表及びホームページにより公表した。(8月) 2)平成28年度における会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況について、記者発表及びホームページにより公表した。(8月)</p>		
<p>④債務返済の見通しの根拠の公開 協定に基づいて策定される最新の知見による債務返済の見通しに関する根拠(金利、交通量、収入、経済動向等)について公表する。</p>	<p>④債務返済の見通しの根拠の公開 債務返済の見通しに関する根拠(金利、交通量、収入、経済動向等)について公表する。</p>	<p>④債務返済の見通しの根拠の公開 債務返済の見通しに関する根拠が公表されているか</p>	<p>④債務返済の見通しの根拠の公開 債務返済の見通しに関する根拠が公表されているか</p>	<p>④債務返済の見通しの根拠の公開 ・II-2-①に記載した会社との協定の見直しに併せて、業務実施計画の見直しを行い、その際に用いた債務返済計画の見通しに関する根拠をホームページに公表した。(8月、3月)</p>		
<p>⑤費用の縮減状況等の公開 高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。 また、会社の協力を得て、会社が行う</p>	<p>⑤費用の縮減状況等の公開 高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、該当する工事の債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。 また、会社の協力</p>	<p>⑤費用の縮減状況等の公開 費用の縮減状況等が公表されているか</p>	<p>⑤費用の縮減状況等の公開 費用の縮減状況等が公表されているか</p>	<p>⑤費用の縮減状況等の公開 1)平成28年度に債務引受のあった事業について、当該年度における各事業の債務引受限度額と債務引受額の差額とその理由を記者発表及びホームページにより公表した。(8月) 2)平成28年度の助成額及びコスト縮減額について、ホームページで公表した。(6月) 3)会社の協力を得て、平成28年度にお</p>		

	<p>高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容及び利便性の向上を示す客観的な指標を公表する。</p> <p>⑥評価及び監査に関する事項 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。</p> <p>⑦ホームページ等の充実 上記①から⑥の情報提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載し、積極的な情報公開に努める。なお、英語版のホームページについても、迅速な更新に努める。引き続き、道路利用者の利便性を高めるため、会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページと</p>	<p>を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容及び利便性の向上を示す客観的指標を公表する。</p> <p>⑥評価及び監査に関する事項 機構が行う業務実績報告及び自己評価、監事の監査報告、大臣から通知される年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、ホームページで情報の提供を行う。</p> <p>⑦ホームページ等の充実 上記①から⑥の情報提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載し、積極的な情報公開に努める。なお、英語版のホームページについても、迅速な更新に努める。引き続き、道路利用者の利便性を高めるため、会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページと</p>	<p>⑥評価及び監査に関する事項 評価に関する情報が適切にホームページで情報提供されているか</p> <p>⑦ホームページ等の充実 機構の業務運営に係る透明性確保、説明責任を果たすべく、機構の組織や業務その他関連する情報をホームページにおいて積極的に分かりやすく公開しているか</p>	<p>ける会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用（管理コスト）に係る計画と実績の対比及び費用の縮減（または増加）の内容及び利便性の向上を示す客観的指標（アウトカム指標）の実績等について、記者発表及びホームページにより公表した。（8月）</p> <p>4）12月、3月開催の「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会（以下「助成委員会」という。）で審議した会社の経営努力の内容について、助成委員会終了後にホームページにて公表した。（1月、3月）</p> <p>⑥評価及び監査に関する事項 1）以下の項目について、ホームページで情報提供を行った。 ・平成28年度/第3期中期目標期間[見込]業務実績報告及び自己評価（6月） 業務実績評価（8月） ・平成28年度 監査報告（8月） ・平成28年度 会計監査報告（8月）</p> <p>2）なお、政策評価等については、当機構に関する部分はなかった。</p> <p>⑦ホームページ等の充実 1）上記①から⑥の情報については、迅速にホームページに掲載するとともに、法定書類等については各事務所に備え置いて閲覧に供した。</p> <p>2）より使い勝手の良いホームページとなるよう、アクセスデータの収集・解析やユーザーへのアンケート調査を実施し、閲覧動向や改善要望を把握するなどしたうえで、次のような改善を行った。 - 視認性向上を図るための、トップページのレイアウト見直し - 入札情報等の更新が頻繁な情報へのアクセス性を向上させるためにトップページにRSS フィードを設置</p> <p>3）公共機関としての適切な情報発信や管理体制の高度化について検討するた</p>		
--	---	---	--	--	--	--

	<p>して充実を図る。 また、ホームページのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう必要な改善を図る。</p> <p>⑧業務パンフレット等による広報 機構の目的や業務の内容について、パンフレット等を活用することにより、情報の提供を行う。</p>	<p>して充実を図る。 また、ホームページのアクセス状況を引き続き調査・分析するとともに、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう充実を図る。</p> <p>⑧業務パンフレット等による広報 機構の目的や業務の内容について、パンフレットやファクトブック等を活用することにより、情報を分かりやすく提供する。</p>	<p>⑧業務パンフレット等による広報 機構の目的や業務の内容について、パンフレットやファクトブック等を活用することにより、情報を分かりやすく提供しているか</p>	<p>めにホームページの全ページ調査を実施した。(3月)</p> <p>また、よくある問合せ内容に対する回答を更新するなど、ホームページ掲載内容の充実を図った。</p> <p>⑧業務パンフレット等による広報 ・パンフレット「高速道路機構の概要2017」、同パンフレットの英語版及び「高速道路機構ファクトブック 2017」を発行し、関係機関、全国の主要公立図書館等に配付して情報提供を行った。(10～11月)</p>	
--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	5 業務評価の実施		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
業務の効率性及び透明性の向上を図るため、業務実績の評価を実施すること。	業務の効率性及び透明性の向上を図るため、債務の返済状況を始めとし、業務全体について定期的に自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。	業務の効率性及び透明性の向上を図るため、通則法に基づき業務全体について自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 適切な業務評価、公表 <評価の視点> 業務全体について自己評価を行い、その結果を公表しているか、またその結果を踏まえ適切な措置を講じているか	<主要な業務実績> 1) 平成 28 年度及び第 3 期中期目標期間[見込]の業務について、自己評価を行い、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に定める報告書を作成し、ホームページにて公表した。(6 月) 2) 平成 29 年度の業務についての進捗状況及び平成 28 年度に係る業務実績評価において、課題とされた事項への対応状況等について審議し(3 月)、その内容を踏まえ平成 30 年度計画を策定した。(3 月)	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているため B とする。 <課題と対応> ・特になし	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1-①	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け ① 道路資産の内容を把握し、その保有及び貸付けを適切に実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454	3,886,564
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392	3,902,792
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333	1,394,210
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982	656,842
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,953	△638,580
									従事人員数	83	82	82	82	81

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
機構は、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施すること。	道路資産台帳を作成し、これを適切に更新することにより、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付を適切に実施する。	道路資産台帳を作成し、これを適切に更新することにより、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 道路資産状況の適切な把握及び台帳の更新 <評価の視点> 道路資産状況を適切に把握し、台帳を更新しているか	<主要な業務実績> 1) 高速道路資産の内容を適正に把握するため、会社と連携して、新設、改築等による変更内容が反映されるよう道路資産台帳を適切に更新したほか、路線ごとに延長、敷地面積、構造別延長等を記載した台帳についても、内容の変更が生じた都度、適切に確認を行った。 2) 高速道路の供用区間延長は、新規供用区間 59.3km の増により 10,181km となった。	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-②	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け ② 国及び会社と一体となった高速道路の老朽化対策の実施、管理水準の向上		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454	3,886,564
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392	3,902,792
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333	1,394,210
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982	656,842
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,953	△638,580
									従事人員数	83	82	82	82	81

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
<p>機構は、貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」(平成24年12月3日設置)、社会資本整備審議会道路分科会道路メンテナンス技術小委員会(平成25年1月23日設置)等高速道路に関する各種有識者会議における再発防止対策等の検討の状況を踏まえ、国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じ</p>	<p>貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」(平成24年12月3日設置)、社会資本整備審議会道路分科会道路メンテナンス技術小委員会(平成25年1月23日設置)等高速道路に関する各種有識者会議における再発防止対策等の検討の状況を踏まえ、国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じると</p>	<p>貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、国及び会社と一体となって平成26年度には特定更新等工事やメンテナンスサイクルの充実等の協定変更を行うなど、高速道路の安全性を一層向上させる措置を講じ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図った。上記を踏まえ、高速道路の管理の実施状況を把握し、国民や利用者に関わりやすく伝え</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 管理の報告書の提出状況及びその公表状況 情報共有化の実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路の管理の実施状況を把握しわかりやすく公表するため、会社と連携して取り組んでいるか。 機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報について、情 	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 管理の報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の管理の報告書について、会社と連携して、アウトカム指標の記載内容の充実や耐震補強等の記載を追加するなど、さらなる充実を図り、記者発表及びホームページで公表した。(8月) 平成30年度に公表する平成29年度の管理の報告書の記載内容について、会社と連携して、記載内容のさらなる充実を図った。(3月) <p>2) 管理の現地確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 各会社の本社において管理の現地確認を行い、計画管理費の計画と実績の確認を行う(6月)とともに、各会社の現場(各会社1事務所)において管理の現地確認を行い、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況を確認した。(10月～1月) また、現地確認の結果が全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう情報の 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし 	

<p>るとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させること。また、上記検討の状況を踏まえ、国及び会社と連携しつつ、会社を実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図ること。なお、実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図ること。</p>	<p>もに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させる。また、上記検討の状況を踏まえ、国及び会社と連携しつつ、会社を実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図る。なお、実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図る。</p>	<p>るため、会社と連携し、会社から報告を受けている「維持、修繕その他の管理の報告書」の記載内容の更なる充実を図り、ホームページを通じて公表する。 なお、実地確認等を通じて機構が把握した高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、引き続き国及び全会社に提供し情報の共有化を図る。</p>	<p>報の共有化が図られているか。</p>	<p>共有化を図った。(3月)</p>		
--	---	---	-----------------------	---------------------	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-③	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け ③ 会社と連携したアウトカム指標達成のための取組、指標の設定		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454	3,886,564
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392	3,902,792
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333	1,394,210
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982	656,842
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,953	△638,580
									従事人員数	83	82	82	82	81

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
<p>機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、その達成が適切になされるよう機構がリーダーシップを持って、会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えなどを通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図ること</p>	<p>機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、その達成が適切になされるよう機構がリーダーシップを持って、会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えなどを通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図る。</p>	<p>機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、会社においてその達成が適切になされるよう、機構がリーダーシップを持って会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の更なる充実を通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図る。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> アウトカム指標の考え方の統一及び指標の組み替えの実施状況</p> <p><評価の視点> アウトカム指標について、高速道路の管理水準を一層向上させ、また、利用者に分かりやすい指標になるよう、会社間の考え方の統一を図り、指標の組替え等、リーダーシップを持って取り組んでいるか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 平成28年度分のアウトカム指標について、会社と連携し平成28年度実績値の要因分析等を行うとともに、指標の追加や年度目標の設定等の平成28年度に取り組んだ大幅な改善を反映させたアウトカム指標を会社が作成する管理の報告書にわかりやすく記載し、記者発表及びホームページで公表した。(8月)</p> <p>2) また、会社において適切なPDCAサイクルが実施されるように、会議等を通じて、アウトカム指標を会社の経営指標に反映することを促した。</p> <p>3) さらに、中期的なサービス水準を示すとともに、その進捗状況を確認することなどを通じて、会社による計画的かつ実効的な事業実施が確保されることとなるよう、機構がリーダーシップをもって、関係機関と検討・調整し、平成30年度の公表から全ての指標で中期的な</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>・H28年度に取り組んだ大幅な改善を反映させたアウトカム指標を公表し、「高速道路のさらなる安全性及び利便性の向上に繋がる指標」及び「業務に活用しやすい指標」、「利用者に分かりやすい指標」となるように図るとともに、会社の経営指標としても活用しやすくするため、会社が目標値(P)を目指して取り組み(D)、その結果をもとに自己評価し(C)、さらなる高</p>	

				<p>目標を会社と連携して設定出来るように取り組んだ。</p>	<p>速道路の安全性及び利便性の向上に反映する(A)といった適切なPDCAサイクルを実施できるように、全ての指標で年度の目標値を公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、会社の経営指標としてアウトカム指標を反映することを会議等を通じて促し、アウトカム指標の公表(H29.6)以降に中期経営計画を策定した首都高速道路では、H28年度に新たに追加した指標も含め、会社の経営指標として多数反映され、会社における適切なPDCAサイクルの実施に寄与した。 ・平成30年度の公表から全ての指標で中期的な目標を設定出来るように、機構がリーダーシップをもって、中期的な目標を設定するにあたっての課題等に対して、会社との調整会議や意見照会などをきめ細やかに行なうことにより、会社の意見を適切に反映しながら、関係機関とも調整しつつ検討に取り組んだ。 ・これらを踏まえてA評価とする。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
--	--	--	--	---------------------------------	---

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2-①②③	2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ①②③会社との協定の締結		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454	3,886,564
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392	3,902,792
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333	1,394,210
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982	656,842
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,953	△638,580
									従事人員数	83	82	82	82	81

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
① 会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見通しについて十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付	① 会社との協定の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の知見に基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災	① 会社との協定の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の知見に基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 協定変更内容の十全性 <評価の視点> 協定変更にあたって、会社が行う管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等を適切に定め	<主要な業務実績> ・協定変更にあたっては、関係機関の協力を得て、最新の金利、交通動向等を十分に反映するとともに、確実かつ円滑な債務返済と適正かつ効率的な高速道路の管理が行われることを確認した上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等を見直した。（8月、3月） ・また、見直しにあたり、各路線網に属する高速道路に係る有利子債務について、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないことを確認した。	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし

<p>期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定めること。</p> <p>また、債務引受限度額は、事業費の管理を適切に行うことができる範囲を単位として、適正な額を設定すること。</p> <p>②機構は、会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料については、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うものとなるよう定めること。</p> <p>その際、毎事業年度の貸付料の額については、会社が徴収する料金収入及び高速道路の管理費の将来の見通しを勘案して定めること。</p> <p>また、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることにより、適正な貸付料の算定を図ること。</p> <p>③おおむね5年ごとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100</p>	<p>害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定める。</p> <p>なお、債務引受限度額のうち新設及び改築に係るものについては供用予定区間を単位とすることを基本とし、修繕に係るものについては修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、各単位ごとに適正な額を設定する。</p> <p>② 貸付料は、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うものとなるよう定める。</p> <p>また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出する。</p> <p>なお、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場</p>	<p>害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定める。</p> <p>なお、債務引受限度額のうち新設及び改築に係るものについては供用予定区間を単位とすることを基本とし、修繕に係るものについては修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、各単位ごとに適正な額を設定する。</p> <p>② 貸付料は、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の貸付期間内に償うものとなるよう定める。</p> <p>また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出する。</p> <p>なお、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場</p>	<p>ているか。</p> <p>協定変更の内容、理由等を分かりやすく公表しているか</p>	<p>・貸付料は、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の貸付期間内に償うものとなるよう定めた。また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出した。（8月、3月）</p> <p>・管理の実地確認により管理費の計画と実績について協定変更で見直しが必要となる乖離がないことを確認した。</p> <p>・協定変更の内容、理由等については、わかりやすくホームページに公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たした。（8月、3月）</p> <p>1) 平成29年8月における協定変更の概要</p> <p>①対象路線網：全国路線網</p> <p>②変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の補助金を活用したスマートインターチェンジ9箇所を追加 ・耐震対策の追加 等 <p>2) 平成30年3月における協定変更の概要</p> <p>①対象路線網：全国路線網、阪神高速道路に係る地域路線網、一の路線</p> <p>②変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政投融资を活用した大都市圏環状道路等の整備加速や耐震強化対策の加速への対応 ・「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）の改訂」（平成29年12月22日）を踏まえた新しい料金水準、有料道路事業の導入等への対応 等 		
---	--	---	---	--	--	--

<p>号。以下「法」という。)第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、適切な措置を講ずること。</p> <p>なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たすこと。</p>	<p>合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることにより、適正な貸付料の算定を図る。</p> <p>③ おおむね5年ごとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号。以下「法」という。)第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更する。その際、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等の見直しその他の措置を講ずる。さらに、これに基づき、業務実施計画(法第</p>	<p>合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることにより、適正な貸付料の算定を図る。</p> <p>③ 大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更する。その際、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等の見直しその他の措置を講ずる。さらに、これに基づき、業務実施計画(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。)を見直す。また、貸付料の額又は会社が徴収する料金の額が、法第17</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--

	<p>14 条第 1 項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。)を見直す。また、貸付料の額又は会社が徴収する料金の額が、法第 17 条に規定する貸付料の額の基準又は道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号。以下「措置法」という。)第 23 条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認める場合その他の業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たす。</p>	<p>条に規定する貸付料の額の基準又は道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号。以下「措置法」という。)第 23 条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認める場合その他の業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たす。</p>				
--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2-④	2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ④ 適切な債務残高管理		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第2号承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。 独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第3号次条第一項に規定する協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
有利子債務残高（年度末）		30.0兆円	29.3兆円	28.7兆円	28.2兆円	27.4兆円	27.0兆円	予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454	3,886,564
								決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392	3,902,792
								経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333	1,394,210
								経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982	656,842
								行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,953	△638,580
								従事人員数	83	82	82	82	81

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
<p>機構は、承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握し、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した上で常時適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次に掲げる点に留意するこ</p>	<p>承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した上で適切な債務の残高の管理に努</p>	<p>承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、機構の収支予算の明細を踏まえ、金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した上で</p>	<p><主な定量的指標> 有利子債務残高</p> <p><その他の指標> 適切な債務残高の管理</p> <p><評価の視点> 債務残高の管理を適切に行っているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 高速道路の利用動向や金利動向の把握、交通量や料金収入に影響を与える要因の分析を行うなど、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、適切な債務の残高の管理に努めた。</p> <p>・特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した協定変更を行い、適切な債務の残高の管理に努めた。(8月、3月)</p> <p>・会社の料金収入は、計画を3,044億円(11.7%)上回る2兆9,002億円となった。</p> <p>・機構の貸付料収入については、計画を</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>・特になし</p>	

<p>と。</p> <p>1) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路（道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。）及び阪神高速道路（道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務につい</p>	<p>めるとともに、次に掲げる点に留意する。</p> <p>また、中期目標期間に会社から引き受ける有利子債務額6.6兆円を含め、当該期間の期末時点における機構の有利子債務残高を29.4兆円（業務実施計画の計画値）以下とすることを目指し、貸付料及び占用料その他の収入の確保を図り、一方で、国民負担の最小化を図るため、安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進める。</p> <p>1) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路（道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。）及び阪神高速道路（道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務につい</p>	<p>適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次の1)～3)に掲げる点に留意する。</p> <p>また、平成29年度末時点における機構の有利子債務残高を28.5兆円（業務実施計画の計画値）以下とすることを目指し、貸付料及び占用料その他の収入の確保を図り、一方で、安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進める。</p> <p>1) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、平成29年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路（道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。）及び阪神高速道路（道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務につい</p>		<p>2,834億円（14.9%）上回る2兆1,833億円となった。</p> <p>・ 占用料、連結料及び兼用工作物の使用料収入については、法令等に基づき徴収を行った結果、49億円（対前年度比102.7%）となった。</p> <p>2) 会社からの債務引受額（有利子債務分）が計画を9,857億円下回る1兆3,659億円となり、また、貸付料収入が計画を2,834億円上回る2兆1,833億円に、支払利息は計画を274億円下回る3,362億円となった。この結果、平成29年度末時点における有利子債務残高は、平成29年度の計画値28兆5,477億円に対して26兆9,874億円となった。</p> <p>※支払利息には特定更新等工事に係る債務返済開始前の支払利息相当額を含む。</p> <p>※債務引受額が計画を下回った要因としては、主に供用時期の見直し等によるものである。</p> <p>3) 全国路線網、首都高速道路、阪神高速道路に係る平成29年度末における機構の有利子債務残高は、いずれも民営化時点における承継債務の総額を下回った。</p> <p>4) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務（全国路線網に属する高速道路にあっては、NEXCO3社及び本四会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算した額）返済の平成29年度期首における達成状況を把握し、計画、実績及びその差を差異の理由を付して、記者発表及びホームページにより公表した。（8月）</p>			
---	--	---	--	--	--	--	--

<p>ては、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p> <p>3)各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受ける額（法第12条第1項第5号又は第7号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。）は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内であること。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。</p> <p>5) 全国路線網に</p>	<p>ては、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p> <p>3)各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受ける額（法第12条第1項第5号又は第7号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。）は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内であること。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p> <p>5) 全国路線網に属する高速道路以外</p>	<p>ては、平成29年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p> <p>3)業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務（全国路線網に属する高速道路にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算した額）について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p>						
---	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>属する高速道路以外の高速道路にあつては、業務実施計画(法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。)の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。</p>	<p>つては、業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p>						
---	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2-⑤	2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ⑤ 会社からの債務引き継ぎ		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項 機構は、高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第五十一条第二項から第四項までの規定により機構に帰属する時において、前条第一項の認可を受けた業務実施計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可業務実施計画」という。）に定められた機構が会社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、会社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならない。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454	3,886,564
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392	3,902,792
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333	1,394,210
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982	656,842
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,953	△638,580
									従事人員数	83	82	82	82	81

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を一層的確かかつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図るこ	会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を一層的確かかつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図る。な	会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、引き続き実地を含めた確認を一層的確かかつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明する。なお、当該取組につ	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 会社からの債務の引き継ぎの的確性、厳正性</p> <p><評価の視点> 会社からの債務の引き継ぎが的確かつ厳正に行われているか。 透明性の向上をはかっているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 平成 28 年度に債務引受のあった高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧事業及び特定更新等工事について、当該年度における各事業の債務引受限度額と債務引受額の差額とその理由を記者発表及びホームページにより公表した。（8月）</p> <p>2) 平成 29 年度の債務引受（有利子債務及び無利子債務）について、1 兆 4,197 億円（新設・改築 1 兆 48 億円、修繕 2,879 億円、災害復旧 369 億円、特定更新等工事 901 億円）の債務引受契約を行った。会社から債務を引き受ける際には、平成 17 年 10 月に 6 会社と締結し</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>・特になし</p>	

<p>と。なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進すること。</p>	<p>お、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進する。</p>	<p>いては、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進する。</p>		<p>た「高速道路資産の機構への帰属・債務の引受の運用について」に基づき作成された事業費内訳等の書類により、引受額が適正な額であることを確認するとともに、資産管理作業マニュアルに基づき、チェックシートを活用しつつ、書類、現地の写真等により道路資産の内容を適切に確認した。</p> <p>・また、引受資産の現地確認については、新設・改築等のうち債務引受額が大きいもの等に係る確認を 26 回実施した。</p> <p>3) 月次資産データについて、資産管理作業マニュアルに基づき、内容を確認した。</p> <p>4) 道路資産について、棚卸実施マニュアルに基づき、計画どおり 13 箇所実地棚卸を実施した。</p>		
---	--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2-⑥	2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ⑥ 資金調達の多様化		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第22条第1項 機構は、第十二条第一項第二号及び第三号に規定する業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本高速道路保有・債務返済機構債券（以下この章において「債券」という。）を発行することができる。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし										予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454	3,886,564
										決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392	3,902,792
										経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333	1,394,210
										経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982	656,842
										行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,953	△638,580
										従事人員数	83	82	82	82	81

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮する観点から、例えば金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行を行うなど、調達の多様化に努めること。	債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮する観点から、例えば金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行を行うなど、調達の多様化に努める。	債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、金融情勢を踏まえ、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減する観点から、「長期/超長期・固定」を基本とし、金融情勢を踏まえ、超長期年限による調達を拡充するなど、調達の多様化に努める。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 金利上昇リスクの軽減、調達の多様化 <評価の視点> 市場環境を踏まえ、必要資金を安定的かつ確実に調達できているか。また、調達の安定性向上や低利調達の追求等を目指した多様化が図られているか	<主要な業務実績> 1) 「資金調達及び金融機関等選定審査委員会」において、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減する観点から、長期/超長期・固定の資金調達を基本としつつ、金融情勢を踏まえ、超長期年限による調達の拡充に取り組む方針を定めた。 2) 上記方針のもと、調達の多様化と投資家層拡大を企図して前年度初めて取り組んだ40年利子一括払債を1,100億円発行し、66件の新規投資家が購入した。 3) 利子一括払債を含め、政府保証債・財投機関債の40年債を3,100億円（前年度は2,100億円）発行するなど、年限の長期化を図った。	<評定と根拠> 評定：A ・低金利の市場環境を踏まえ、超長期年限による調達の拡充を図るため、積極的なIR活動を行い、幅広く投資家の需要を掘り起こした。その結果、特に平成28年度に初めて取り組んだ40年利子一括払債で66件の新規投資家が購入した。 ・政府保証債・財投機関債を合わせて	

				<p>4) 超長期年限の購入層拡大に向け、大手生命保険、全国の市町村・財団法人・事業法人等に加えて、宗教法人等にもIR活動を積極的に行うなど、幅広い投資家の需要を掘り起した。</p> <p>5) 上記取組等により、調達全体に占める超長期年限の割合は63%、平均調達年限は21.7年となり、平均調達利率は0.59%という低い水準で、総額1兆6,690億円の資金を安定的に調達した。</p> <p>6) 上記の資金調達の結果、平成29年度末には、債務残高の平均残存年限を8.6年(前年度末8.0年)に長期化させつつも、有利子債務残高の平均利率を1.16%(前年度末1.28%)に低下させた。</p>	<p>40年債を3,100億円(前年度は2,100億円)発行するなど、年限の長期化を図った。</p> <p>・上記取組等により、調達全体に占める超長期年限の割合は63%、平均調達年限は21.7年となり、平均調達利率は0.59%という低い水準で、総額1兆6,690億円の資金を安定的に調達した。</p> <p>・上記の資金調達の結果、平成29年度末には、債務残高の平均残存年限を8.6年(前年度末8.0年)に長期化させつつも、有利子債務残高の平均利率を1.16%(前年度末1.28%)に低下させた。</p> <p>これらを踏まえA評価とする。</p> <p><課題と対応></p> <p>・特になし</p>	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	3 会社に対するスマートICの整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	<p>独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号 首都高速道路（道路会社法第五条第二項第二号に定める高速道路をいう。以下同じ。）の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金又は阪神高速道路（同項第五号に定める高速道路をいう。以下同じ。）の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部を無利子で貸し付けること。</p> <p>独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第6号 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p>
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454	3,886,564
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392	3,902,792
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333	1,394,210
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982	656,842
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,953	△638,580
									従事人員数	83	82	82	82	81

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
機構が国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための補助金	国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための補助金	国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 無利子貸付けの遅滞なき実施 <評価の視点> 補助金が交付された場合に、会社に対する無利子貸付	<主要な業務実績> 1) スマートIC整備のための補助金については、国、NEXCO3社及び本四会社と協力し、効率的な事務手続に努め、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施した。 2) 首都高速道路及び阪神高速道路に係る新設等の費用に充てるため国及び出資地方公共団体から交付された出資金について、国、出資地方公共団体及び首	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	

<p>繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を策定するとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。</p>	<p>めの出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を策定するとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>けを遅滞なく行っているか</p>	<p>都・阪神会社と協力し、効率的な事務手続に努め、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施した。</p>		
---	---	--	---------------------	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-4	4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	<p>独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第5号 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p> <p>独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第7号 首都高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金又は阪神高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p>
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454	3,886,564
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392	3,902,792
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333	1,394,210
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982	656,842
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,953	△638,580
									従事人員数	83	82	82	82	81

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
<p>機構は、国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の</p>	<p>国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に</p>	<p>国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 無利子貸付けの遅滞なき実施</p> <p><評価の視点> 補助金が交付された場合に、会社に対する無利子貸付けを遅滞なく行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> ・平成28年度第二次補正予算で予算成立した有料道路災害復旧事業(熊本地震災害復旧補助金34,195百万円)について、国及びNEXCO西日本と協力し、効率的な事務手続に努めて、遅滞なくNEXCO西日本に対して無利子貸付けを実施した。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p><課題と対応> ・特になし</p>	

<p>確保に資するよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。</p>	<p>資するよう、国、当該出資地方公共団体及び会社とも協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>資するよう、国、当該出資地方公共団体及び会社とも協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>					
--	---	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-5	5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第8号 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するため、必要な助成を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454	3,886,564
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392	3,902,792
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333	1,394,210
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982	656,842
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,953	△638,580
									従事人員数	83	82	82	82	81

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
①コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を行うよう、会社に促す仕組みを適正に運用すること。また、この仕組みを通じて安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を会社に促すこと。	①コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で高速道路の新設、改築及び修繕に係る債務引受額の縮減を行うよう、協定において、会社の経営努力によって生じる縮減額の一部に相当する額について、会社に対して助成を行う仕組みを適正に運用するとともに、この仕組みを通じて安全性や資産価値の向上等を図	①協定に基づき、会社の経営努力による高速道路の新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を助長するための仕組みについて、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」(以下「助成委員会」という。)の審議を行う等、適正な運用を行い、会社の更なる経営努力による費用の縮減を促すとともに、引き続きより良い制度となるよう検討を行う。この仕組みを通じて安全性や資産価値の向上等を図るための新	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 助成制度の適正な運用。運用状況の透明性の向上。</p> <p><評価の視点> 助成制度を適正に運用しているか。会社が積極的に制度を活用できるような取組みを行っているか。また、制度を通じて新技術の開発につながっているか。その運用状況について国民に分かりやすく説明しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 助成委員会を2回開催し（12月、3月）、経営努力要件に適合すると判断された10件の認定を行い、これらにより約10億円のコスト縮減が見込まれている。</p> <p>2) これまでに経営努力要件適合性を認定したもののうち、支払い要件を満たした7件について、助成金（約2億円）を交付した。</p> <p>3) 平成29年度に開催した助成委員会の議事概要、委員会資料をホームページに掲載し、透明性の向上を図った。また、助成制度の適正な運用及びこれまでの助成委員会で審議された新技術等を検索・閲覧できるシステムを通じて、各会社に対して新技術等の活用、標準化を含め、コスト縮減の取組への積極的な活用を促した。</p> <p>4) 修繕・特定更新等工事については平</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に経営努力要件適合性を認定した10件により、約10億円のコスト縮減が見込まれている。 支払い要件を満たした7件については、助成金（約2億円）を交付し、会社のコスト縮減を助長した。 平成29年度に開催した助成委員会の議事概要、委員会資料をホームページに掲載し、透明性の向上を図った。助成委員会に 	

<p>②助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、過去の助成案件を踏まえて適切に実施するとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図ること。</p>	<p>るための新技術の開発等を会社に促す。また、貸付料の額を固定することにより、維持、修繕その他の管理に要する費用(債務引受額に係るものを除く。)の縮減が、直接会社の業績に反映される仕組みとし、協定の適切な見直しを通じてその成果を国民に還元する。</p> <p>②助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、過去の助成案件を踏まえて適切に実施するとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図る。</p>	<p>技術の開発等を会社に促す。</p> <p>また、貸付料の額を固定すること(料金収入の実績による増減を除く。)により、維持、修繕その他の管理に要する費用(債務引受額に係るものを除く。)の縮減が、直接会社の業績に反映される仕組みとし、協定の適切な見直しを通じてその成果を国民に還元する。</p> <p>②助成対象額の算定については、助成金交付要綱に基づき、適切に実施する。</p> <p>また、助成委員会における審議を経て認定した助成対象技術等については、機構がリーダーシップを持って、会社との連絡調整会議等で積極的な活用や標準化を促す。</p> <p>これら助成金の交付額や助成委員会の審議内容等については、機構ホームページで分かりやすく公表し、透明性の向上を図る。</p>		<p>成 27 年度末に見直した助成手続を受け、会社が制度をより積極的に活用できるよう、会社への支援を継続的に実施するとともに、さらなる改善に向けた会社との意見交換の場を定期的に設けた。この結果、平成 29 年度には新たに 5 件の修繕工事計画書が提出された他、これまで助成申請を行っていなかった会社においても、助成委員会で審議・認定を行い、助成金を交付した。</p> <p>さらに、機構がリーダーシップを持って、会社と連携し、助成制度の適用拡大に向けた検討に着手した。</p>	<p>において審議された「RC 床版ジョイント部の連結に係る新工法の採用」等の新技術の一部は、会社において標準化され、今後も複数の工事で採用される予定であり、継続的なコスト縮減が見込まれている。</p> <p>・会社が制度をより積極的に活用できるよう、会社への支援を継続的に実施した結果、新たに 5 件の修繕工事計画書が提出された他、これまで助成申請を行っていなかった会社においても、助成委員会で審議・認定を行い、助成金を交付した。</p> <p>さらに、今後大規模更新・修繕事業が本格化することから、助成制度の適用を拡大して更に活用しやすくするため、機構がリーダーシップを持って、会社と連携し、助成委員会の意見を伺いながら新たな評価方法についての検討に着手した。</p> <p>これらを踏まえて、A評価とする。</p> <p><課題と対応> ・特になし</p>	
--	--	---	--	---	---	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-6	6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第9号 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づき当該高速道路についてその道路管理者（道路整備特別措置法第二条第三項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の権限の代行その他の業務を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454	3,886,564
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392	3,902,792
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333	1,394,210
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982	656,842
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,953	△638,580
									従事人員数	83	82	82	82	81

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
①道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、適正かつ効率的に実施すること。また、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施すること。	①措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、現地の状況を熟知している会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施する。この手続を適正かつ効率的に行うため、会社と協力して情報連絡体制を構築する。また、道路占用又は高速道路への連	①措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、現地の状況を熟知している会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施する。道路占用や高速道路への連結の許可に当たっては、適切な道路管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサ	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> ①権限代行その他の業務について ・行政措置の実施状況 ・制度の運用状況 ・業務の効率化 ②車両制限令違反車両の取締り強化 <評価の視点> ・会社と連携しつつ、行政権限が適正かつ円滑・効率	<主要な業務実績> 1) 事務手続の簡素化 ・権限代行業務（※）約12,600件の約8割に相当する約9,700件については、許可等に際しての判断基準等をチェックリスト化し、その適合性を会社で予め適切に確認できるようにすることで、事務手続の標準化・効率化を図った。これにより、機構から会社への問合せが大幅に減少したため、手続に要する時間が約4分の1に短縮されるなど、機構と会社の事務処理を効率化し、申請者の利便向上を図った。また、チェックリスト方式のさらなる促進について検討するほか、実施状況のフォローアップを行い、チェックリストの導入対象を拡大するなど、課題への対応を随時行った。	<評定と根拠> 評定：A ①事務手続の簡素化 ・権限代行業務のうち定型化が可能となる業務については、チェックリストを活用して事務処理を進め、手続に要する時間が約4分の1に短縮されるなど、機構と会社の事務の効率化が図られた。 ・また、チェックリストの活用促進策	

<p>②車両制限令違反車両の取締りの強化を図るとともに、特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図ること。</p>	<p>結の許可に当たっては、適切な道路管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、制度の適切な運用に努める。 なお、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>②車両制限令違反車両の取締りの強化を図るとともに、特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図る。</p>	<p>サービス向上が図られるよう、必要に応じて「高架下利用等検討会」にて審議を行うほか、占用入札制度を適切に運用する。 また、特殊車両通行許可、道路占用の事務など、平成 28 年度に簡素化・包括化の取組みを開始した権限代行事務全般について継続的に点検を行うとともに、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>②平成 26 年度に定めた車両制限令違反車両の取締りの強化の基準について適切に運用するとともに、会社と連携して更なる違反者の減少につながる取組みの強化に努める。 また、特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図ることとし、特車等関連システムについては、平成 30 年度の運用開始を目指して開発を推進する。</p>	<p>的に実施できたか</p>	<p>※取締り現場での対応となる車限令違反措置命令と、他の道路管理者が申請書類を受付けている特殊車両通行協議回答を除く。 ・非定型のためチェックリスト方式の導入が困難な業務については、機構の考え方や判断基準を会社と共有するために平成 28 年度に作成した事例集に、新たな事例（5 件）、資料（6 件）を追加することで、会社の確認スキルの向上を通じて、審査の円滑化を図った。</p> <p>2) 特殊車両通行許可支援システム等の導入による事務効率化 ・違反情報集計システムを、2 月に運用開始し、車両制限令の累積違反者への警告書の発出等に必要の違反情報の集計手続を簡略化することで、効率化を図った。また、平成 30 年度の運用開始を見込む、特殊車両通行許可支援システム、現地取締支援システムの発注手続も行った。</p> <p>※ 国システムと連携した全システムの運用を平成 30 年度半ばに開始予定。</p> <p>3) 占用入札の実施 ・4 件の占用入札を実施し、全て占用許可を行った。その他占用希望者が見込まれる案件（1 件）について、入札占用指針案の策定等の入札に向けた手続を進めた。 ・道路管理WGを活用して、会社に対して占用入札の手続等を周知するとともに、個別案件の動向等について情報提供を行ったほか、占用入札において、会社とそれ以外の者とが競合した場合も含めて、公平性が確保されるよう提出書類や提出方法について、国及び会社と対応の検討・見直しを行い、次回の占用入札案件に適用させることとした。</p> <p>4) 占用システムの導入による事務効率化 ・占用に係るシステムの導入について、会社からの要望の聞き取り、他の事例調査を実施した。 ・事例調査等を通じて、導入により占用に関する事務手続のさらなる迅速化が図れることを確認したため、平成 30 年</p>	<p>の検討や、チェックリスト導入対象業務の拡大等を通じて、さらなる効率化が図られた。 ・さらに、定型化が困難な業務については、事例集への事例・資料の追加を通じて、機構の考え方や判断基準を会社と共有することにより、審査の円滑化を図った。</p> <p>②特殊車両通行許可支援システム等の導入による事務効率化 ・権限代行事務のシステム化を推進し、平成 29 年度には、違反情報集計システムの運用を開始し、他のシステムについても発注手続を行い、平成 30 年度の運用開始に向けて着実に準備を進めたことなどにより、事務手続の効率化・迅速化につながった。</p> <p>③占用システムの導入による事務効率化 ・他の事例調査を踏まえ、占用システムの導入を決定し、そのための体制構築等を行ったことにより、今後の占用事務のさらなる事務効率化・迅速化を進めた。</p>	
--	---	--	-----------------	---	---	--

				<p>度から占用システム導入に向けた作業を開始すべく、体制を整えるとともに、スケジュールの策定等、導入に向けた検討・調整を開始した。</p> <p>5) 車両制限令違反車両への対応の強化 ・平成 27 年度に車限令違反車両への対応を強化した新たな枠組みの下で、会社実施する違反車両の取締りと連携して、積載物分載・減載命令、通行の中止命令、悪質な重量超過を行った者の即時告発などを実施した。 ・重量違反車両へのさらなる対応強化を図るため、国及び会社を交えた重量違反車両等撲滅検討会を設置し、取締り体制（例：軸重計の設置数・整備計画、車限隊の基地数・隊員数など）について現状を把握した。さらに、重量違反車両の削減に向けて対応すべき課題（例：特車許可の申請期間、自動軸重計の設置数・設置場所、悪質な違反者等の把握など）を抽出・確認し、課題解決に効果的な施策（例：特車許可取得促進、自動軸重計の設置、違反データを活用した取締り強化など）について、関係機関と検討・協議も実施した。</p> <p>※平成 29 年度実績 一分載・減載命令 702 件【平成 28 年度実績：169 件】 一基準の 2 倍超過車両の告発 6 件【平成 28 年度実績：16 件】 一警告書発出 1,900 件【平成 28 年度実績：1,998 件】 一是正指導実施 487 件【平成 28 年度実績：364 件】</p> <p>6) 通行の禁止措置の迅速な実施 ・地震や大雨の場合には、あらかじめ会社からの通行止めの措置の要請とそれに対する機構の措置を行っておく仕組みに基づき、一定の基準値に達した時点で速やかに通行止めを実施した。 基準値に達した件数：44 件（地震 1 件、降雨 43 件）</p> <p>7) 災対法に基づく道路啓開の迅速な実施 ・災対法に基づく区間指定及び解除タイミングの判断基準の明確化並びに道路</p>	<p>④車両制限令違反車両への対応の強化 ・重量違反車両等撲滅検討会を設置し、現状の把握、課題の確認、解決策の検討・協議を行ったことなどにより、道路構造の保全や交通の危険防止を図った。</p> <p>これらを踏まえ A 評価とする。</p> <p><課題と対応> ・特になし</p>	
--	--	--	--	---	---	--

					<p>啓開に係る会社への委託事務における会社からの費用請求書類の簡素化について会社と調整・決定したことにより、災対法適用時の事務処理を迅速化した。</p> <p>※車両の全数記録（写真等）を廃止する等、実際の現場作業に見合った費用請求書類へ変更。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-7	7 本州四国連絡鉄道施設に係る業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第2項 一 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行うこと。 二 前号の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させること。 三 前二号の業務に附随する業務を行うこと。
当該項目の重要度、難易度			

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【鉄道勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額(百万円)	2,420	10,822	4,107	7,114	6,014
									決算額(百万円)	1,338	1,598	2,636	3,314	2,128
									経常費用(百万円)	8,704	8,561	8,639	8,646	8,633
									経常利益(百万円)	137	344	142	98	91
									行政サービス実施コスト(百万円)	569	352	459	531	585
									従事人員数	1	1	1	1	1

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
<p>本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を適切に行うこと。</p> <p>なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施すること。</p> <p>また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収すること。</p>	<p>本州と四国を連絡する鉄道施設の管理については、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため、適切に行う。なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施する。</p> <p>また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料と</p>	<p>本州と四国を連絡する鉄道施設の管理については、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため、適切に行う。なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施する。</p> <p>また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料と</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 鉄道施設の管理の適切な実施</p> <p><評価の視点> 施設等の安全管理の実施や適切な点検を行えるよう関係先と協力し、適切に実施したか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) JR西日本及びJR四国と締結した協定の管理区分に基づき、機構が管理を行うこととなっている鉄道施設について、「本州と四国を連絡する鉄道施設の管理に関する協定」（基本協定）に基づき、「本州と四国を連絡する鉄道施設の管理に係る委託料の額に関する平成29年度協定」を締結し、本四会社へ委託することにより、管理を適切に行った。</p> <p>なお、共用部共用施設の耐震補強事業については、本四会社が耐震性照査、補強設計を進め、3箇所新たに着手し、12箇所全てで耐震補強工事を進め、このうち1箇所が完了した。(3月)</p> <p>2) 共用部鉄道専用施設及び鉄道単独部の耐震補強事業については、JR四国と</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし 	

	して鉄道事業者から確実に徴収する。	して鉄道事業者から確実に徴収する。		<p>の間で、別途、基本的な枠組みを定めた「本四備讃線（児島・宇多津間）の耐震補強工事に関する協定」、「本四備讃線鉄道施設の耐震補強工事の実施に関する施行協定」に基づき、「本四備讃線鉄道施設の耐震補強工事の実施に関する年度協定(平成 29 年度)」を締結し、J R 四国が耐震補強設計及び耐震補強工事を着実に実施した。</p> <p>29 箇所全てで耐震補強工事に着手済みであり、既に完了済の 18 箇所に加えて新たに 3 箇所で工事が完了した。(3 月)</p> <p>3) J R 西日本、J R 四国とそれぞれ「本四備讃線（茶屋町・児島間）の鉄道施設の利用料の額に関する協定」、「本四備讃線（児島・宇多津間）の鉄道施設の利用料の額に関する協定」を締結し、平成 29 年度分の利用料 7 億 71 百万円を確実に徴収した。(3 月)</p>	
--	-------------------	-------------------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ—8—①	8 業務遂行に当たっての取組 ① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【法人単位】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,868,857	4,658,971	3,844,008	3,388,568	3,892,579
									決算額（百万円）	4,828,020	4,632,279	3,824,908	3,367,706	3,904,920
									経常費用（百万円）	1,468,249	1,467,728	1,440,155	1,419,961	1,402,824
									経常利益（百万円）	236,648	516,774	563,247	568,080	656,934
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,176	△416,106	△505,794	△547,421	△637,995
									従事人員数	84	83	83	83	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
業務の実施に当たっては、国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携を図ること。	国及び出資地方公共団体並びに会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。	国及び出資地方公共団体並びに会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 関係機関と情報及び意見の交換 <評価の視点> 関係機関と情報及び意見の交換が行われているか	<主要な業務実績> ・国、会社、機構間で緊密な連携を図るため、役員クラスでの連絡調整会議のほか、部長会議等の定期的な開催、事務レベルでの案件に応じた調整会議等を通じて、情報及び意見の交換を行った。 ・また、出資地方公共団体とも、機構の決算説明会、出資説明会、事業説明会、会社の決算説明会及び事業説明会等を通じて、情報及び意見の交換を行った。	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-8-②	8 業務遂行に当たっての取組 ② 高速道路事業の総合的なコストの縮減		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454	3,886,564
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392	3,902,792
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333	1,394,210
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982	656,842
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,953	△638,580
									従事人員数	83	82	82	82	81

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促すよう措置すること。	協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促し、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫する。	協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促し、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 会社の継続的かつ自律的な効率化の促進 <評価の視点> 協定の見直しに当たり、会社のコスト縮減努力が図られるよう工夫されているか	<主要な業務実績> ・協定の見直しに当たり、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫するとともに、引き続き、助成制度を通じて、会社の継続的かつ自律的な効率化を促した。	<評価と根拠> 評価： B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-8-③	8 業務遂行に当たっての取組 ③ 高速道路の利用促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454	3,886,564
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392	3,902,792
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333	1,394,210
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982	656,842
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,953	△638,580
									従事人員数	83	82	82	82	81

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
<p>債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促すこと。</p> <p>なお、高速道路利便増進事業について、交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用すること。</p>	<p>債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。</p> <p>なお、高速道路利便増進事業について、会社と協力して交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用する。</p>	<p>協定に基づき、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。</p> <p>なお、高速道路利便増進事業について、会社と協力して交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用する。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 会社による高速道路の利用促進施策の促進</p> <p><評価の視点> 高速道路の利用促進施策の推進を会社に促しているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 高速道路網の整備として、新名神高速道路（城陽～八幡京田辺）等 59.3km が新規供用となった。</p> <p>2) 国の補助金を活用したスマートインターチェンジ 9 箇所を新規事業として協定及び業務実施計画書に追加した。（8月）</p> <p>3) 15 箇所のスマートインターチェンジの供用を開始した。（3月）</p> <p>4) 多様で弾力的な料金施策として、会社が実施した高速道路の利用促進のための企画割引について、届出を受理し内容を確認した。（企画割引の実施：38件）</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>・特になし</p>	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-8-④	8 業務遂行に当たっての取組 ④ 調査・研究の実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第11号前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454	3,886,564
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392	3,902,792
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333	1,394,210
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982	656,842
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,953	△638,580
									従事人員数	83	82	82	82	81

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、会社をはじめ関係機関に情報提供すること。	内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、機構ホームページ等を通じて会社をはじめ関係機関に情報提供する。	内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、機構ホームページ等を通じて会社をはじめ関係機関に情報提供する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 調査研究の実施及びその情報提供の状況 <評価の視点> 調査研究が実施され、その成果が関係機関に情報提供されているか	<主要な業務実績> ・客観的指標の海外事例について、調査を実施し、結果をとりまとめるとともに、報告書として公表するための準備を行った。	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-8-⑤	8 業務遂行に当たっての取組 ⑤ 環境への配慮		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国等による環境物品等の調達に関する法律第7条第1項 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。 同条第4項 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【法人単位】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,868,857	4,658,971	3,844,008	3,388,568	3,892,579
									決算額（百万円）	4,828,020	4,632,279	3,824,908	3,367,706	3,904,920
									経常費用（百万円）	1,468,249	1,467,728	1,440,155	1,419,961	1,402,824
									経常利益（百万円）	236,648	516,774	563,247	568,080	656,934
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,176	△416,106	△505,794	△547,421	△637,995
									従事人員数	84	83	83	83	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
物品等の調達を行うに当たっては、環境物品等の調達により、環境への負荷の低減に配慮すること。 また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促すこと。	環境への負荷の低減に配慮した調達を推進する。 なお、環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の	環境への負荷の低減に配慮した調達を推進する。 なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく「平成29年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、環境物品等の調達を行うこととし、特定調達品目	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 環境物品等の調達の状況 <評価の視点> 法令等に基づき環境物品等を調達しているか。	<主要な業務実績> 1)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づき「平成29年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し(4月)、環境物品の調達を行うこととし、特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達した。 2) 会社において、環境への取組方針が公表されるとともに、環境の保全と創出に配慮した取組が実施された。また、環	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	

	<p>推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを(特定調達物品等)を100%調達する。</p> <p>また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。</p>	<p>については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達する。</p> <p>また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。</p>		<p>境への取組や地球温暖化抑制に果たす高速道路の役割等を取りまとめた会社の環境報告書・CSR報告書等について機構ホームページを通じて周知を図った。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-8-⑥	8 業務遂行に当たっての取組 ⑥ 危機管理		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条各号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【法人単位】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
特になし									予算額（百万円）	4,868,857	4,658,971	3,844,008	3,388,568	3,892,579
									決算額（百万円）	4,828,020	4,632,279	3,824,908	3,367,706	3,904,920
									経常費用（百万円）	1,468,249	1,467,728	1,440,155	1,419,961	1,402,824
									経常利益（百万円）	236,648	516,774	563,247	568,080	656,934
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,176	△416,106	△505,794	△547,421	△637,995
									従事人員数	84	83	83	83	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
<p>会社及び関係行政機関と協力して、大規模な交通事故、地震災害等不測の事態が生じたことによる影響を最小限度にとどめるために、より一層の迅速、的確かつ効果的な対応を取ることができるよう体制を確立し、日頃から高速道路の供用に重大な影響を与える事態を想定した情報の収集、伝達等に関する訓練を実施するなど、これまでの取組状況も踏まえ、会社とも連携</p>	<p>地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の措置を講ずる。 特に、大規模災害等により東京本部での重要業務の継続が困難な場合には、関西業務部において代行する。</p>	<p>地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の措置を講ずる。 特に、大規模災害等により、各事務所（機構本部、関西業務部）において防災業務計画に定める重要業務の継続が</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における会社及び関係機関と協力した迅速かつ的確な情報収集・伝達等の措置状況 ・大規模災害に備えた訓練の定期的な実施 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に会社及び関係機関と協力し、迅速かつ的確な情報収集・伝達等を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 防災業務計画に基づく的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した際には、災害の規模に応じて、体制を構築した。 ・災害が発生した場合には、交通の危険防止のための通行の禁止、緊急車両の通行の許可など、会社からの要請に基づき、必要な措置を迅速かつ的確に行った。（地震、降雨、その他災害 51件） ・災害の発生に備え、計画的に防災訓練を実施した。（基本動作訓練：1回、安否登録訓練・参集応答訓練 3回） <p>2) 防災業務計画の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな連絡手段の確立のための IP 携帯電話の導入や、安否確認システムの改善を行った。 ・防災業務の実施手順（管理職の交代、代行権限発動要件など）をさらに明確化させるため、防災業務マニュアルの見直 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているため B とする。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	

<p>を図りつつ、危機管理能力の一層の向上を図ること。</p>	<p>また、会社及び関係行政機関と連携し、当該事態を想定した訓練を年 1 回以上実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練（不定時）や重要業務の継続訓練等を適宜実施することにより、迅速、的確かつ効果的な対応が取れるよう体制を強化し、危機管理能力の一層の向上を図る。</p>	<p>困難な場合には、もう一方の事務所において手続きを行うほか、重要業務を継続させるために会社において手続きを実施できるよう平成 28 年度に構築した仕組みを、会社と連携して適切に運用する。</p> <p>また、災害等への迅速、的確かつ効果的な対応が取れるよう体制を強化し、危機管理能力の向上を図るため、会社及び関係行政機関と連携し、当該事態を想定した訓練を実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練（不定時）や重要業務の継続訓練等を適宜実施する。なお、災害対策基本法に基づく道路区間指定の適用事例を引き続き検証し、必要に応じて体制・運用の充実・強化を図る。</p>	<p>・大規模災害に備えた訓練を定期的に実施したか</p>	<p>し等を行った。（12 月）</p>		
---------------------------------	--	---	-------------------------------	----------------------	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	1 財務体質の強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図ること。	債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図る。	債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図る。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 収入及びコスト縮減の状況 <評価の視点> 収入の確保を図られているか、業務コストの縮減が進められているか	<主要な業務実績> ・I-2、II-2-④及びII-2-⑥のとおり、収入の確保を図るとともに、低利で円滑な資金調達に努めるなど、業務コストの縮減を進めた。	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-2, 3, 4	2 予算、3 収支計画、4 資金計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
	2 予算（別表1のとおり） 3 収支計画（別表2のとおり） 4 資金計画（別表3のとおり）	2 予算（別表1のとおり） 3 収支計画（別表2のとおり） 4 資金計画（別表3のとおり）	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 特になし <評価の視点> 予算、収支計画、資金計画を的確に策定しているか	<主要な業務実績> ・予算の計画及び実績は別表1のとおりである。 ・収支計画及び実績は別表2のとおりである。 ・資金計画及び実績は別表3のとおりである。	<評定と根拠> 評定：B ・債務の早期の確実な返済を進めるために、必要な予算、収支計画、資金計画を策定し、業務運営に取り組んだことからBとする。 <課題と対応> ・特になし	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
	一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度9,600億円とする。	一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度9,600億円とする。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 短期借入金の限度額の設定 <評価の視点> 短期借入金の限度額を計画どおり設定しているか	<主要な業務実績> ・一時的な資金不足等に対処するため、金融機関と当座貸越契約（限度額合計9,600億円）を締結した。 なお、一時的な資金不足等の事態は発生しなかったため、短期借入れは行わなかった。	<評価と根拠> 評価：－ <課題と対応> ・特になし	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
	京都市道高速道路1号線（新十条通）の一部については、通則法第46条の3の規定に基づき、平成31年に現物により払い戻す。このほか、道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる。	道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 不要財産の適切な把握及び処分に向けた方策 <評価の視点> 不要財産が発生した場合には、売却し、債務の返済に充てているか	<主要な業務実績> ・他の公共事業等との調整の結果、高速道路事業として不要となった財産については、道路区域減を行ったうえで売却し、債務の返済に充てた。(15件、5億86百万円)	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-2	2 業務の実施について		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
<p>高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるようにするため、機構が実施すべき業務を厳格に実施するための仕組みについて検討し、例えば、「出向職員は出向元に関係する業務に携わらない」、「利益相反が生じる場合には、出向元以外の者がリーダーとなってチームを組む」など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図ること。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行うこと。</p>	<p>高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるようにするため、機構が実施すべき業務を厳格に実施するための仕組みについて検討し、例えば、「出向職員は出向元に関係する業務に携わらない」、「利益相反が生じる場合には、出向元以外の者がリーダーとなってチームを組む」など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図る。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行う。</p>	<p>機構が実施すべき業務を厳格に実施するため、平成25年度に整備した内部規程を遵守するとともに、職員の意識啓発に引き続き取り組む。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 内部規程の遵守、職員の意識啓発等取組状況</p> <p><評価の視点> 内部規程を遵守し、職員の意識啓発に取り組んでいるか</p>	<p><主要な業務実績> ・業務を厳格に実施するための仕組みとして、会社からの出向職員を、出向元の会社と機構との利益が相反するおそれがある業務（特定業務）に携わらせる場合は、当該業務の相手方である会社を出向元とする職員以外の職員を責任者とする合議制の作業チームを構成して業務を実施することとしており、人事異動に伴い作業チームの構成員を見直し、業務を厳格に行った。なお、特定業務に係る決裁 129 件は適正に実施している。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p><課題と対応> ・特になし</p>	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-3	3 人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人員	常勤職員数 85 人を 上回らない		84 人	81 人	83 人	83 人	82 人	(各年度末の人員数)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
①職員の能力及び実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人員配置とし、職員の能力の向上を図ること。	①方針 1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 定員の抑制に取り組みつつ、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。	①方針 1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、外部機関主催の各種研修等を活用し、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。	<主な定量的指標> 常勤職員数は、85 人を上回らないよう努める <その他の指標> ・ 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、外部機関主催の各種研修等を活用し、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 ・ 総人件費削減の取組を踏まえた、人件費の見直し。 <評価の視点> ・ 士気向上に向けた勤務実績を処遇に反映したか。 ・ 受講者や関連業務のニーズに合わせた職員研修計画を策定し、実行したか。 ・ 必要最小限の職	①方針 1) 処遇への反映 ・ 夏季及び年末特別手当について、役職員の勤務実績を処遇に反映した。 2) 知識及び能力の養成 ・ 外部講習への派遣等を含めた職員研修年度計画を策定し、外部機関主催の研修に職員を参加させた。 ・ ハラスメント防止に関する講習会を実施した。(10 月) ・ メンタルヘルス対策等に関する講演会を開催した。(1 月、2 月) ・ 入札談合等関与行為防止に関する講習会を実施した。(3 月) ・ 情報セキュリティに関する講習会を実施した。(3 月) 3) 人員の適正な配置 ・ 業務内容を踏まえ、人員の適正配置の確保を図り業務運営の効率化に努めた。 4) 衛生委員会に係る調整 ・ より適正な職場の衛生管理を行うため、総務担当理事を委員長とする衛生委員会を原則月 1 回開催した。 5) 勤務時間管理の徹底 ・ 時間外労働時間の状況確認や産業医による面接指導の充実など、勤務時間管理の徹底を行った。	<評定と根拠> 評定：B ・ 左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているため B とする。 <課題と対応> ・ 特になし	

<p>②業務運営を効率化し、人員の抑制に努めること。</p> <p>③人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p>	<p>②人員に関する指標 常勤職員数を 85 人とし、中期目標期間中を通じて人員の抑制を図る。</p> <p>③人件費に関する指標 人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>②人員に関する指標 常勤職員数は、85 人を上回らないものとする。</p> <p>③人件費に関する指標 人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>員で効果的、効率的な業務運営がなされる人員の適正配置がされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化により常勤職員数 85 名を上回らない体制となっているか ・役職員の給与水準の適正化に取り組んだか 	<p>②人員に関する指標 ・常勤職員数が 85 名を上回らない体制の下で、業務を適切に実施した。</p> <p>③人件費に関する指標 1) 平成 29 年度の役職員の給与については、国家公務員に準拠して関係規程の改正を実施した。(12 月)</p> <p>2) 給与水準の適正化に向けた取組について、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表」によりホームページにて公表を行った。(6 月)</p>		
---	--	---	---	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>	<p>特になし</p>
-------------------	-------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-4	4 内部統制について		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
<p>総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書「独立行政法人における内部統制と評価について」及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知された事項を参考とし、内部統制の更なる充実・強化を図ること。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書「独立行政法人における内部統制と評価について」及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知された事項を参考とし、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>平成27年4月1日施行の通則法の改正に伴い整備した、業務の適正を確保するための体制等の下で、適切に運用する。</p> <p>また、情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を反映した機構の情報セキュリティポリシーに基づき、適切に推進する。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 内部統制の充実・強化、情報セキュリティ対策の推進状況</p> <p><評価の視点> 内部統制の更なる充実・強化が図られているか、情報セキュリティ対策を推進しているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 通則法の改正に伴い内部統制の充実・強化を図るため整備した、業務体制等の下で、役員会のほか、内部統制委員会(4月、9月、11月、3月)、資金調達及び金融機関等選定委員会(6回)、入札・契約手続運営委員会及び契約監視委員会(6月)を開催した。</p> <p>2) 債務の確実な返済に影響を与える金利、交通量等の変動について、幹部連絡会において常時把握するとともに、役員会・内部統制委員会等において債務返済の計画と実績の対比、要因分析等を行うことにより、リスクへの適切な対応を行っている。</p> <p>また、内部統制委員会において、リスクの把握、対応策の状況及びリスクの評価について審議した。(9月)</p> <p>3) 情報セキュリティ対策については、情報セキュリティポリシーに基づき適切な対策を講じるとともに、現行の情報セキュリティ体制について、NISCによる監視を継続した。</p> <p>また、以下のとおり対応を行った。 (主な実施事項) ・ 転入者も含め、役職員を対象とした情</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	

				<p>報セキュリティポリシーの周知、情報セキュリティに関する注意喚起を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CISO 会議や NISC 主催などの会議・研修・勉強会へ参加し知識向上を図った。 ・ 情報セキュリティポリシーに基づき、内部監査を実施した。(6月) ・ 標的型メール訓練、情報セキュリティポリシー等に関する自己点検、セキュリティ講習会を実施した。(3月) ・ 情報ネットワークのセキュリティ強化として、プロキシサーバによる監視機能の強化、ペネトレーションテストを実施した。(3月) 		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-5	5 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
	本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行う業務とする。	前中期目標期間に取得した鉄道施設に係る償却資産について、当年度分の減価償却及び除却を行う費用に充てる。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 特になし <評価の視点> 当年度分の減価償却及び除却を行う費用に充てているか	<主要な業務実績> ・前中期目標期間繰越積立金 24 億 14 百万円のうち、平成 29 年度は、減価償却に充てるため 62 百万円を取り崩した。(3月)	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているため B とする。 <課題と対応> ・特になし	

4. その他参考情報
特になし

別表1 予算
【法人単位】

(単位:百万円)

区分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)	備考
収入				
業務収入	1,905,517	2,189,007	283,490	
道路業務収入	1,904,612	2,188,215	283,603	
鉄道業務収入	905	792	△ 113	
政府等出資金受入	25,228	25,228	-	
政府等補助金受入	3,416	43,304	39,887	
債券及び借入金	1,790,400	1,669,000	△ 121,400	
社会資本整備事業収入	324	557	234	
業務外収入	240	2,367	2,128	
計	3,725,125	3,929,463	204,338	
支出				
債務返済費	3,758,312	3,732,254	△ 26,058	
東京湾横断道路償還金	4,975	4,720	△ 255	
無利子貸付金	28,587	57,798	29,211	
経営努力助成金	192	195	3	
業務管理費	7,804	3,875	△ 3,928	
高速道路管理費	1,797	1,764	△ 33	
鉄道施設管理費	6,007	2,111	△ 3,895	
一般管理費	1,441	1,302	△ 139	
人件費	999	943	△ 56	
物件費	442	359	△ 83	
業務外支出	91,269	104,777	13,508	
計	3,892,579	3,904,921	12,342	

【高速道路勘定】

(単位:百万円)

区分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)	備考
収入				
業務収入	1,904,612	2,188,215	283,603	
道路業務収入	1,904,612	2,188,215	283,603	※1
政府等出資金受入	25,228	25,228	-	
政府等補助金受入	3,359	43,270	39,911	※2
債券及び借入金	1,790,400	1,669,000	△ 121,400	※3
社会資本整備事業収入	324	557	234	
業務外収入	4	2,108	2,105	※4
計	3,723,927	3,928,379	204,452	
支出				
債務返済費	3,758,312	3,732,254	△ 26,058	※5
東京湾横断道路償還金	4,975	4,720	△ 255	
無利子貸付金	28,587	57,798	29,211	※6
経営努力助成金	192	195	3	
業務管理費	1,797	1,764	△ 33	
高速道路管理費	1,797	1,764	△ 33	
一般管理費	1,433	1,285	△ 148	
人件費	993	931	△ 63	
物件費	440	354	△ 86	
業務外支出	91,269	104,777	13,508	※7
計	3,886,565	3,902,792	16,227	

※1 道路資産貸付料収入等の増

※2 高速道路連結部整備事業補助金及び熊本地震に伴う有料道路災害復旧事業費補助金の受入による増

※3 政府保証国内債、財投機関債及び民間借入金の一部を発行・借入しなかったことによる減

※4 土地売却収入等による増

※5 機構債券の利率が当初計画を下回ったことによる支払利息等の減

※6 高速道路連結部整備事業補助金及び熊本地震に伴う有料道路災害復旧事業費補助金の増

※7 納付消費税等の増

【鉄道勘定】

(単位:百万円)

区分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)	備考
収入				
業務収入	905	792	△ 113	
鉄道業務収入	905	792	△ 113	
政府等出資金受入	-	-	-	
政府等補助金受入	57	34	△ 23	
業務外収入	236	259	23	
計	1,198	1,085	△ 114	
支出				
業務管理費	6,007	2,111	△ 3,895	
鉄道施設管理費	6,007	2,111	△ 3,895	※1
一般管理費	8	17	10	
人件費	5	12	7	
物件費	2	5	3	
業務外支出	-	0	0	
計	6,014	2,129	△ 3,886	

※1 本州四国連絡橋(本四備讃線)耐震補強事業等の支出が当初計画を下回ったことによる減

別表2 収支計画

【法人単位】

(単位:百万円)

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
費用の部	1,476,995	1,402,881	△ 74,115	
経常費用	1,476,995	1,402,824	△ 74,171	
道路貸付業務費	1,038,691	1,004,221	△ 34,469	
助成業務費	192	195	3	
鉄道施設利用業務費	8,886	8,617	△ 269	
一般管理費	1,597	1,433	△ 164	
人件費	982	936	△ 46	
経費	615	497	△ 119	
財務費用	361,161	336,044	△ 25,117	
道路資産取得関連費用	66,469	51,883	△ 14,586	
雑損	-	432	432	
臨時損失	-	57	57	
収益の部	1,812,860	2,086,542	273,682	
経常収益	1,786,452	2,059,759	273,306	
受取貸付料	1,759,166	2,021,599	262,433	
占用料収入	2,194	2,361	167	
連結料収入	2,333	2,340	7	
受取施設利用料	821	715	△ 106	
その他の売上高	18	1	△ 17	
補助金等収益	42	10,741	10,699	
寄附金収益	7,244	6,690	△ 554	
資産見返負債戻入	6,666	7,312	646	
鉄道施設建設見返債務戻入	7,965	7,954	△ 11	
財務収益	3	21	17	
雑益	0	27	26	
臨時利益	26,408	26,784	375	
当期純利益	335,865	683,661	347,796	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	71	63	△ 8	
当期総利益	335,936	683,724	347,789	

【高速道路勘定】

(単位:百万円)

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
費用の部	1,468,100	1,394,267	△ 73,833	
経常費用	1,468,100	1,394,210	△ 73,890	
道路貸付業務費	1,038,691	1,004,241	△ 34,450	
助成業務費	192	195	3	
一般管理費	1,587	1,416	△ 171	
人件費	976	924	△ 53	
経費	611	492	△ 118	
財務費用	361,161	336,044	△ 25,117	
道路資産取得関連費用	66,469	51,883	△ 14,586	
雑損	-	431	431	
臨時損失	-	57	57	
収益の部	1,803,160	2,077,271	274,111	
経常収益	1,777,605	2,051,053	273,448	
受取貸付料	1,759,166	2,021,599	262,433	
占用料収入	2,194	2,361	167	
連結料収入	2,333	2,340	7	
その他の売上高	-	1	1	
補助金等収益	-	10,704	10,704	
寄附金収益	7,244	6,690	△ 554	
資産見返負債戻入	6,666	7,312	646	
財務収益	3	21	17	
雑益	0	27	26	
臨時利益	25,555	26,218	663	
当期純利益	335,060	683,004	347,944	
当期総利益	335,060	683,004	347,944	

【鉄道勘定】

(単位:百万円)

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
費用の部	8,896	8,634	△ 262	
経常費用	8,896	8,634	△ 262	
鉄道施設利用業務費	8,886	8,617	△ 269	
一般管理費	10	17	7	
人件費	5	13	7	
経費	5	4	△ 0	
雑損	-	0	0	
収益の部	9,700	9,291	△ 409	
経常収益	8,847	8,725	△ 121	
受取施設利用料	821	715	△ 106	
その他の売上高	18	20	2	
補助金等収益	42	37	△ 5	
鉄道施設建設見返債務戻入	7,965	7,954	△ 11	
財務収益	0	0	0	
雑益	-	0	0	
臨時利益	854	566	△ 288	
当期純利益	805	657	△ 147	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	71	63	△ 8	
当期総利益	875	720	△ 155	

別表3 資金計画
【法人単位】

(単位:百万円)

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
資金支出	4,040,542	4,026,504	△ 14,038	
業務活動による支出	515,188	487,887	△ 27,301	
管理費支出	100,705	105,180	4,475	
その他支出	414,483	382,707	△ 31,776	
投資活動による支出	-	80	80	
財務活動による支出	3,402,372	3,402,568	196	
次期への繰越金	122,982	135,970	12,987	
資金収入	4,040,542	4,026,504	△ 14,038	
業務活動による収入	2,075,070	2,179,419	104,349	
投資活動による収入	-	813	813	
財務活動による収入	1,808,016	1,687,332	△ 120,684	
前期よりの繰越金	157,457	158,941	1,484	

【高速道路勘定】

(単位:百万円)

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
資金支出	4,022,804	4,007,785	△ 15,019	
業務活動による支出	509,174	485,461	△ 23,713	
管理費支出	94,691	102,754	8,063	
その他支出	414,483	382,707	△ 31,776	
投資活動による支出	-	80	80	
財務活動による支出	3,402,372	3,402,568	196	
次期への繰越金	111,258	119,676	8,418	
資金収入	4,022,804	4,007,785	△ 15,019	
業務活動による収入	2,073,871	2,178,594	104,723	
投資活動による収入	-	813	813	
財務活動による収入	1,808,016	1,687,332	△ 120,684	
前期よりの繰越金	140,917	141,046	129	

【鉄道勘定】

(単位:百万円)

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
資金支出	17,739	18,998	1,259	
業務活動による支出	6,014	2,704	△ 3,310	
管理費支出	6,014	2,704	△ 3,310	
投資活動による支出	-	-	-	
次期への繰越金	11,724	16,293	4,569	
資金収入	17,739	18,998	1,259	
業務活動による収入	1,198	1,103	△ 95	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期よりの繰越金	16,540	17,895	1,354	